

2015年の 税務申告を マスターする!

<後編> 確定申告の基本と2015年からの変更点

田中卓也税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者 田中卓也

毎年、確定申告時期が近づくとFPも確定申告や税務にまつわる相談が増えてくるものと思われまます。当然、そこで個別具体的な数値を扱う場合には専門家と連携して対応することが望まれます。一方で、2015年3月期申告は白色申告についても記帳義務化が課されるなどファイナンシャルプランナー自身にとっても影響を及ぼす税制改正が施行されての確定申告となります。そこで、今回は、確定申告の際、特に注意したいポイントのほかに2015年3月期からの変更点についてとりまとめてみました。

PART 1 確定申告の基本

●確定申告をしなければならぬ人
 人と確定申告をしたほうがよい人
 事業所得者や不動産所得者が給与所得者や公的年金受給者が大きく違うのは、それぞれの収入金額から必要経費を差し引いて所得を算定しなくてはならない点だ。

給与所得者の場合であれば「給与所得控除額」、公的年金受給者であれば「公的年金等控除額」というように、いわば給与所得者における必要経費、公的年金受給者における必要経費といったものは原則法定されているので、そこで納税者の意思が入り込む可能性は少ないと考える。

しかし、確定申告の基本は「年収が確定していること」が条件なので、給与所得者であっても下記のような項目にあてはまる方は、「確定申告しなければならぬ人」に該当する。

- ・給与所得・退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ・2箇所以上の勤務先から給与の支給を受けている人

この2つの要件は1箇所の給与では「年収が確定していること」には該当しない。また、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除の初年度適用者といった項目がない通常の給与所得者であれば、年末調整で処理が完了する。

一方で、給与等の収入金額（一般的には年収を指す）が2000万円を超える人は、自動的に年末調整の対象者から外れるので「確定申告をしなければならない人」になる。

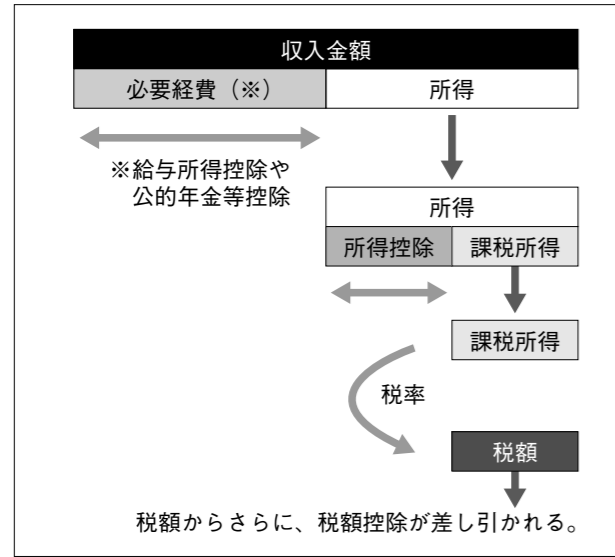
このように、所得税の大原則は年間の所得の状況に応じて、翌年の3月15日までに確定申告するということになっていく。そのため、公的年金受給者でも、下記の人は、両方の所得を合算しないと「年収が確定していること」にはならないので、確定申告の対象者となる。

- ・公的年金受給額のほかに不動産所得や雑所得などがある人
- ・公的年金受給額のほかに保険の満期金を受け取った人

一方、「確定申告をしたほうがよい人」とは、次のような人を目指す。

- ・年末調整で対象項目ではない雑損控除・医療費控除・寄附金控除の適用を受けられる人
- ・はじめて住宅ローン控除の適用を受ける人
- ・年途中で退職したため、年末調整の対象から外れ、適用を受けられる所得控除があるものの適用を受けていない人

図表1 所得税計算の流れ



(図表：筆者作成)

PART 2 所得控除の「2」に注意!

次に、どういった原因で所得控除の適用漏れが生じてしまうのか、あるいはどのようなことが原因で誤った所得控除がなされてしまうのかを控除ごとに見ていくと、最近トピックになることの多い「ふるさと納税」を行った人の申告手続きのポイントについて整理する。

①雑損控除

★雑損控除の対象となるもの、ならないものに注意!

資産（生活に通常必要でない資産や事業用資産等を除く）について災害、盗難、横領により損失を生じた場合や災害等に関連するや